

**2023台北国際旅行博(ITF2023) 出展補助業務
公募型プロポーザル提案説明書**

1 実施主体

さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会（以下、「委託者」という）

※さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会とは、圏域での観光振興に関する取組を企画・立案し、連携事業等の実施により圏域における観光客を増加させ、圏域全体の観光消費を増大させることを目的として設立された団体であり、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町で構成される。

2 業務名

2023台北国際旅行博(ITF2023) 出展補助業務

3 業務の目的

当協議会では令和4年度より台湾市場をターゲットとして圏域を訪問する旅行者の周遊を促し、圏域全体における観光消費の増大に取り組んでいる。

令和5年度においては本取組みを強化し、さらなる誘客に繋げるべく、台湾最大規模の旅行博である「2023台北国際旅行博（ITF2023）」及び併催の商談会へ出展し、現地の一般消費者、旅行会社等に直接圏域の魅力を発信し、来道意欲の喚起を図る。

また、「ITF2023」には、台湾内外から多くの出展が予想されることから、来場者に当協議会のブースへ足を運んでもらえるよう、会場において効果的なプロモーションを実施し、多くの来場者に圏域の魅力を発信することを目的とする。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和5年12月25日までの間の所定の日とする。ただし、所定の日プロモーションの内容に応じ、委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は4,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 業務の内容

ITF2023及び併催商談会への出展に係る補助業務等を実施すること。

(1) ITF2023

ア 開催日程及び会場

日程：令和5年11月3日（金）～11月6日（月） 4日間

会場：台北市・南港展覽館1号館1F

イ ブース設営及び撤収

ブースについては、シェルブース3小間（各ブース間に壁はなく、1ブースのサイズはW3,000×D3,000×H2,500mm）を確保しており、出展にあたり必要となる一切の設営及び撤収作業を実施すること。

なお、ブースの詳細については、「2023台北国際旅行博 出展募集要項」（以下、募集要項という。）（<https://drive.google.com/file/d/1VAtzjxZo3ItGqe8W-Ay5adbFXlxb3Sok/view>）を確認すること。

(ア) レイアウト、造作、装飾

ブースは3ブースが横並びとなる形状を想定している。3ブースのうち1ブースは札幌市のPRブースとし、2ブースは圏域からの参加自治体（小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、石狩市、当別町、長沼町）のPRブースとして造作、装飾を行うこと。なお、レイアウト、造作、装飾の提案にあたっては以下の点を踏まえること。

<札幌市ブース>

- ・テーマを「スノーリゾートシティ SAPPORO」として、ブースの後壁面にスノーシーズンの札幌の魅力を伝える写真を掲出し、冬季のスキー商品・スキー場の情報を中心に、来場者との情報交換を重視する。

<圏域自治体ブース>

- ・ブースの後壁面に圏域の地図を大きく掲出し、参加自治体の各地域の観光スポット、名産品、アクティビティ等の写真を効果的に配置し、壁面地図を中心に、参加自治体の興味関心・認知拡大につなげる。
- ・また、単なるパンフレット配布ではなく、壁面地図を活用し、来場者と参加自治体のコミュニケーションに繋げることを重視する。

<全体コンセプト>

- ・札幌を中心に、圏域内に訪れるべきスポットが多数あり、様々な楽しみ方が

できることを想起させるために、同一出展団体として3ブースの連携感ができるように工夫すること。

(イ) 追加備品

追加で必要な備品にかかる一切の手配、支払等を実施し、費用は本業務に含めること。観光映像を放映できるモニター等は、必ず手配することとするが、その他に追加予定の備品については、提案により示すこと（観光映像は本協議会から提供が可能）。

なお、シェルブースの標準備品については、募集要項を確認すること。

ウ ブース運営

(ア) スタッフ配置

ブース運営にあたっては、日本語と中国語が流暢に話せるスタッフを常時4名以上配置すること。また上記と別に、旅行業及び北海道の観光情報に精通したスタッフ（日本語可）を1名以上配置すること。

※当協議会からは9名（札幌市から2名、参加自治体各1名）の日本人スタッフが交代でブース対応を行う予定。

(イ) シフト管理

スタッフの配置にあたっては、休憩時間等も考慮したシフト管理を行うこと。

(ロ) ブース内プロモーション

イ(ア)で示した、ブースの特性を踏まえ、来場者と参加自治体の積極的な交流に繋がるような企画を実施し、単なるパンフレット配布に留まらない運営を提案すること。

(ハ) ブースへの集客施策

当協議会ブースへの来場者を増加させるための集客施策を実施することとし、内容については、提案により示すこと。

(ニ) ステージイベント

当協議会で、ステージイベントへの参加を予定していることから、圏域の認知や興味関心の拡大につながる内容を提案すること。

(ホ) アンケート

台湾市場への観光プロモーションに活用可能な情報を収集するため、来場者に対し、アンケートを実施すること。アンケートの手法は、提案により示すこととし、電子媒体によるアンケートや、後日回答による収集も可能とする。

アンケート結果については、集計・分析し、日本語への翻訳を行い、報告すること。

(キ) ノベルティ

プロモーション、アンケート等で配布するノベルティを手配し、発送すること。

エ 配架資料等の集約及び輸送

各自治体を送付する配架資料及びノベルティの集約、会場への輸送、ブースへの配架等の一切の作業を実施すること。発送物の重量については、450kg 程度を想定（受託者が準備する資料及びノベルティは含まない）する。

なお、台北への輸送は日本観光振興協会が委託する事業者が日本からの参加団体の発送物を国内倉庫にとりまとめ、一括輸送しているため、輸送に関する手続きについては当該事業社の指示に従うこと。（事業者は9月初旬に決定予定）

<2022年時の輸送費用（参考値）>

日本から台湾までの輸送費用	海上輸送	航空輸送
総重量 1 kg～150kgまで・・・	¥177,000	¥192,000
150kg を越える場合・・・	@¥1,180/kg	@¥1,280/kg

○輸送事業者の作業範囲

国内諸掛り（輸出通関→東京港出港まで）

海上運賃（東京港→台北港）

現地諸掛り（台北港到着→輸入通関→会場内指定ブースまで）

※台湾側通関で発生する関税・消費税等輸入税の支払いも本業務に含めること。

オ その他

- ・ITF2023への出展料、併催商談会への参加費の支出については、本協議会から直接、公益社団法人日本観光振興協会へ支出するため、本業務には含めないこと。

カ 航空券及び宿泊先手配

日本からの参加者の往復航空券及び宿泊先を手配し、費用を本業務に含めること。

<渡航スケジュール>

令和5年11月2日（木）	午後移動（新千歳→台北）	台北泊
11月3日（金） ～6日（月）	ブース運営	台北泊
11月7日（火）	午前移動（台北→新千歳）	

- ・手配数：7名分（台北宿泊日数：5日）
 - ・航空券：往路は11/2（木）午後新千歳空港を出発する便（LCC 除く）、復路は11/7（火）午前台北を出発する便（LCC 除く）を提案すること。
 - ・宿泊先：1人1泊あたり13,000円を目安とすること。また ITF 会場まで公共交通機関を利用して30分以内で移動できる場所にあること。
- ※航空券及び宿泊先については委託者との協議により最終決定することとする。

(2) 日本観光振興協会主催商談会

ア 開催日程及び会場

日程：令和5年11月2日（木）午後（予定）

会場：台北市内（ITF 会場とは異なる）※9月上旬頃決定

イ 通訳手配

ビジネスレベルの通訳者を1名以上手配、配置すること。

※本商談会は札幌市職員のみ参加予定

(3) B to B プロモーションの実施

11月2日（木）の午前（9時～12時頃）に、現地の旅行会社、メディアを訪問し、圏域のプロモーションを行うため、訪問先を選定し、調整を行うこと。また、ビジネスレベルの通訳者を1名以上配置すること。

なお、同時時間帯で実施できる、現地の旅行会社、メディア訪問に代わる効果的な B to B プロモーションがある場合は、提案により示すこと。

※本 B to B プロモーションは札幌市職員のみ参加予定。

(4) 実施結果の報告

指定の期限までに、実施概要、実施結果及び効果（実施により得られた集客効果やその他二次的なプロモーション効果等）を取りまとめ、報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

7 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成するものとする。

(1) ブース設営及び撤収

ア 造作、装飾、レイアウト

ブース内の造作、装飾について、コンセプト、デザイン、レイアウト等の詳細を、わかりやすく示すこと。

また、各ブースの設置目的を踏まえて、来場者へ圏域観光の魅力を効果的に訴求できると見込む理由を併せて示すこと。

イ 追加備品

追加予定の備品を示すこと。

(2) ブース運営

ア スタッフ配置

配置するスタッフの人数及び概要を示すこと。

イ ブース内プロモーション

「6(1)ウ(ウ) ブース内プロモーション」の詳細を示すこと。

ウ ブースへの集客施策

「6(1)ウ(エ) ブースへの集客施策」の詳細を示すこと。

エ ステージイベント

「6(1)ウ(オ) ステージイベント」について詳細を示すこと。

オ アンケート

「6(1)ウ(カ) アンケート」について、手法を示すこと。また、目標回収数も示すこと。

カ ノベルティ

「6(1)ウ(キ) ノベルティ」について、プロモーション、アンケート等で使用するノベルティの内容、個数を示すこと。

(3) BtoBプロモーション

「6(3)BtoBプロモーション」の実施について、訪問候補の現地旅行会社、メディアを示すこと。旅行会社、メディア訪問に代わる効果的なプロモーションがある場合は、詳細内容について示すこと。

(4) 効果測定

ア 当該業務の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(5) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(6) 航空券及び宿泊先

往復航空券及び宿泊先について提案内容を示すこと。なお宿泊先については候補を複数示すこと。

(7) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 本プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

<札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	令和5年8月16日(水)
イ 参加申込書の提出期限	令和5年8月24日(木)12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和5年8月31日(木)12時00分必着
エ 実施委員会による書面審査の実施	令和5年9月上旬
オ 提案事業者への選定結果の通知	令和5年9月上旬
カ 契約締結	令和5年9月中旬

(2) 提出書類

各種書類は、上記(1)の提出期限までに、協議会事務局(札幌市観光・MICE 推進課内)へ郵送(書留郵便等配達状況を確認できるものに限る)又は持参により提出すること。

ア 参加申込書(様式1)	1部
イ 企画提案書及び参考見積書(様式自由、A4縦、両面使用)	
・表紙に提案者の団体名称を記載したもの	3部
・提案者の団体名称が記載されていないもの	15部
ウ 上記イのPDFデータ(CD又はDVD)	1部

(3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出のあった申込書類は返却しない。
- ウ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロボ

一ザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信すること。

ア 質問受付期限

令和5年8月23日(水)12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【2023台北国際旅行博(ITF2023)出展補助業務】質問」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、本協議会の構成市町村からなる「さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会 ITF2023 出展補助業務企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、結果を通知する。参加資格を満たさない場合は、書面により結果を通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
ブース設営 (7-(1)関係)	ブース造作、装飾のコンセプト、デザイン、レイアウト等は、来場者へ圏域の魅力を効果的に訴求できるものであり、来場者の関心を引く魅力的なものとなっているか。	25
ブース運営 (7-(2)ア関係)	スタッフの配置及び人数はブース運営をスムーズに実施する上で適切であるか。	15
ブース運営 (7-(2)イウエ関係)	プロモーション、集客施策及びステージイベントは、圏域ブースに多くの来場者を集め、圏域観光の魅力を効果的に発信できる内容となっているか。	35
B to B プロモーション (7-(3)関係)	B to B プロモーションの訪問候補は、圏域への旅行客誘致に繋がる効果的な選定となっているか。	10

効果・目標の妥当性 (7-4) 関係)	業務の有効性を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	5
体制・計画の適否 (7-5) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (7-6) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 実施委員会による書面審査の実施

実施委員会による書面審査を行い、契約候補者を選定する。審査の過程で、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングを実施する場合は、対象者に事前に通知する。

(4) その他

ア 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

イ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

ウ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有するこ

ととなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施主体が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施主体が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施主体に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」とい

う。)に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会 事務局 小笠原、宗岡
(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課内)

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp